

佐久穂町宅地分譲地売買あっせん報奨金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、佐久穂町が造成した宅地分譲地の売買の促進を図るため、分譲のあっせんをした者に対し報奨金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 佐久穂町が造成した宅地分譲地を購入する意思のある者（以下「購入希望者」という。）へあっせんをした個人又は法人その他の団体であって、購入希望者があっせんを受けたと認めるもの（以下「あっせん者」という。）とする。ただし、次に該当するものは除く。

- (1) 購入希望者と同一の世帯又は生計を一にする者
- (2) 購入希望者及び配偶者の三親等以内の親族
- (3) 町税等の滞納のある者
- (4) 佐久穂町暴力団排除条例（平成23年9月30日条例第23号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等と密接な関係を有しているもの

(報奨金額)

第3条 報奨金の金額は、1区画あたり30万円とする。

(報奨金の申請)

第4条 報奨金を希望するあっせん者は、購入希望者が売買契約の締結後、土地売買あっせん報奨金申請（請求）書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(報奨金の支給)

第5条 町長は、前条の規定により申請書が提出された場合、これを審査し適当と認めるときは、所有権移転登記の完了が確認できた後、速やかに報奨金をあっせん者に支払うものとする。

(報奨金の返還)

第6条 町長は、虚偽、その他不正な手段により報奨金を受けたときは、報奨金の返還を命ずることができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）
様式第1号（第4条関係）

土地売買あっせん報奨金申請（請求）書

年 月 日

（宛先）佐久穂町長

申 請 者（あっせん者）

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

佐久穂町宅地分譲地売買あっせん報奨金支給要綱 第4条の規定により、土地売買
あっせん報奨金の支給を申請（請求）します。

○契約内容

- ・分譲地名・区画番号・・・・・・・・・・・・・・ 番
- ・土地の所在地番・・・・・・・・・・・・・・ 佐久穂町大字
- ・契約者（購入希望者）氏名・・

上記については、あっせん仲介の事実相違なく、申請に同意します。

契 約 者（購入希望者）

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

○報奨金額 300,000円

○あっせん者の振込先口座情報

金融機関名	支店名	種別	口座番号
		普通・当座	
口座名義人 ※フリガナは必ず ご記入ください	(フリガナ)		